別表

検察庁の名称	事務所
富山地方検察庁	富山県富山市西田地方町二丁目九番一六号　富山地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
富山区検察庁	
魚津区検察庁	
高岡区検察庁	
砺波区検察庁	

○広島地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日広島地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

広島地方検察庁検事正　五十嵐義治

別表

検察庁の名称	事務所
広島地方検察庁	広島県広島市中区上八丁堀二番一五号　広島地方法務合同庁舎　広島地方検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口
広島区検察庁	
東広島区検察庁	
可部区検察庁	
大竹区検察庁	
呉区検察庁	
竹原区検察庁	
尾道区検察庁	
福山区検察庁	
府中区検察庁	
三次区検察庁	
庄原区検察庁	

○山口地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日山口地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

山口地方検察庁検事正　鳥本　喜章

別表

検察庁の名称	事務所
山口地方検察庁	山口県山口市駅通り一丁目一番二号　山口地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
山口区検察庁	
防府区検察庁	
周南区検察庁	
萩区検察庁	
長門区検察庁	
岩国区検察庁	
柳井区検察庁	
下関区検察庁	
船木区検察庁	
宇部区検察庁	

○岡山地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日岡山地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

岡山地方検察庁検事正　大仲　土和

別表

検察庁の名称	事務所
岡山地方検察庁	岡山県岡山市北区南方一丁目三番五八号　岡山地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
岡山区検察庁	
玉野区検察庁	
児島区検察庁	
玉島区検察庁	
倉敷区検察庁	
笠岡区検察庁	
高梁区検察庁	
新見区検察庁	
津山区検察庁	
勝山区検察庁	

○鳥取地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日鳥取地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

鳥取地方検察庁検事正　瀧澤　佳雄

別表

検察庁の名称	事務所
鳥取地方検察庁	鳥取県鳥取市西町三丁目二〇一番地　鳥取地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
鳥取区検察庁	
倉吉区検察庁	
米子区検察庁	

○松江地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日松江地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

松江地方検察庁検事正　井越登茂子

別表

検察庁の名称	事務所
松江地方検察庁	島根県松江市母衣町五〇番地　松江地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
松江区検察庁	
雲南区検察庁	
出雲区検察庁	
浜田区検察庁	
益田区検察庁	
川本区検察庁	
西郷区検察庁	

○福岡地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日福岡地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

福岡地方検察庁検事正　**總**山　哲

別表

検察庁の名称	事務所
福岡地方検察庁	福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目五番三〇号　福岡地方検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口
福岡区検察庁	
宗像区検察庁	
甘木区検察庁	
飯塚区検察庁	
直方区検察庁	
小倉区検察庁	
折尾区検察庁	
久留米区検察庁	
うきは区検察庁	
柳川区検察庁	
大牟田区検察庁	
八女区検察庁	
行橋区検察庁	
田川区検察庁	

○佐賀地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日佐賀地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀地方検察庁検事正　南野　聡